

茶室と住まいを兼ねた建築遺産

簡素ながら美しい
数寄屋造り

玄甲舎の特徴である「数寄屋造り」とは、自然の風合いを残した（人の手が加わっていない）材料を使った建て方をいいます。西半分は茶の湯に使われ、東半分は居住用に使われました。土蔵の西側が

ら玄甲舎（玄閣）を望むと土蔵が建物を隠し、大きさ・高さを感じさせない謙虚さがあります。

名大工・庄五郎
全国で唯一の遺作

玄甲舎の築造に携わった職人の一人に、庄五郎という大工がいました。千利休



玄甲舎の座敷（八畳）床の間



炉壇の蓋の裏書（大工庄五郎）

が宮んだ「残月亭」や「不審庵」など有名な茶室を再建した人物でした。しかし再建した茶室は明治39年（1906年）の火災で焼失し、庄五郎の作風を残す建物は無くなったかと思われています。玄甲舎の八畳間の炉壇の蓋には、「大工庄五郎作 弘化四年丁未春日出来と記されていることから玄甲舎の築造に庄五郎関わっていた。

たことがわかりました。
**わびさびを
感じる庭園**
庭園は約250坪で、石灯籠や蹲踞（石や岩などで作った水鉢）が備えられています。木々の間には大小の奇・怪石を取り混ぜた飛び石が置かれ、南側に広がる国東山系の山並みや東面の鷲嶺（袴腰山）を借景として楽しみ親しんだと伝えられています。



玄甲舎の板額（正面玄閣の奥に掛る）

築一七〇年の歴史を感じる空間に浸る

玄甲舎の由来であり特徴である“亀”
得水は亀をこよなく愛しており、得水ゆかりの品々には、自筆のサインとともに朱書きした亀の図形も用いられています。



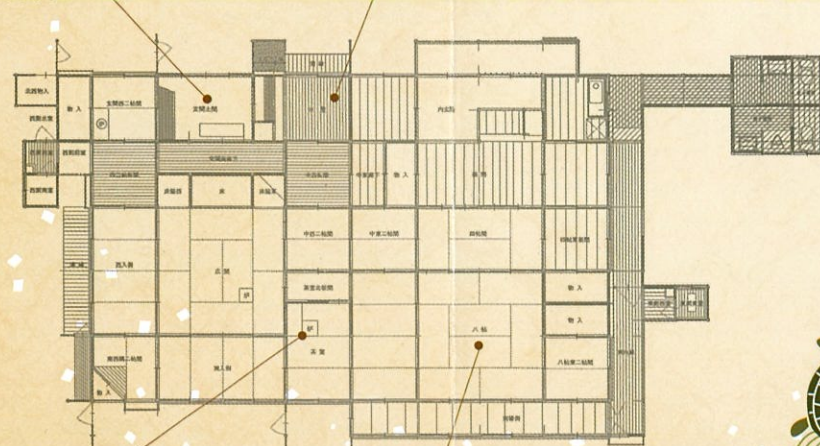
南立面図



表千家流の構えの水屋



迎賓用の玄閣は武家の凧とした趣きがあります。



2帖台目の茶室



住居部は仕上げの品質が茶室部より下がります。

玄甲舎の生みの親

金森得水 



(1786年～1865年)

江戸後期、久野家の家老のひとりとして、藩政を預かっていたのが「金森得水」です。得水は財政的に行き詰まった田丸領を立て直すため、宮古の大谷池の水利によって岩出の荒れた土地を新田として開墾して田畑にし、田丸物産所を興して茶、桑などの振興に努めました。また、得水は財政を立て直さず、若くして国学



得水が伊勢の茶人へ贈った竹製の花入。得水は茶道の流派を超えて交流をしていたことがわかります。

を本居大平に、書道や和歌を有栖川宮熈仁親王の門下で学びました。現在にも伝わっている日本古泳法「小池流泳法」の師範として、久野家臣の子弟たちの指導にもあ



たり、多くの人々から尊敬されています。他にも、全国から依頼を受けるほど陶器類の鑑定に定評があり、多芸多才な文化人であったといわれています。

利用案内

入館時間 午前9時～午後4時まで

休館日 毎週火曜日
年末年始(12月29日～1月3日)

入館料金 大人 200円
高校生以下 無料
障がい者手帳をお持ちの方 無料

玄甲舎(茶室)の利用案内

施設利用料	9時～12時	12時～16時	全日
茶室(広間)	町外 1,800円	2,400円	4,200円
	町内 900円	1,200円	2,100円
茶室(小間)	町外 600円	800円	1,400円
	町内 300円	400円	700円
居宅	町外 900円	1,200円	2,100円
	町内 300円	400円	700円
全館	町外 3,300円	4,400円	7,700円
	町内 1,500円	2,000円	3,500円

空調代 茶室(広間)、居宅 各100円/時間
全館 200円/時間

駐車場 有

交通 JR参宮線田丸駅下車徒歩10分

所在地 三重県度会郡玉城町佐田151-22



文化財指定日 平成25年1月9日

問い合わせ・見学予約

玄甲舎

(玉城町生涯現役促進協議会内)

TEL.0596-58-8050 FAX.0596-58-8051

e-mail t-geneki@za.ztv.ne.jp

玉城町教育委員会

(村山龍平記念館内)

三重県度会郡玉城町田丸114-1

TEL.0596-58-8212 FAX.0596-58-7588

https://kizuna.town.tamaki.mie.jp

玉城町指定文化財

玄甲舎

金森得水別邸・茶室

玄甲舎とは

弘化4年(1847年)に、田丸町佐田に建設された、金森得水の茶室兼別邸です。

得水は、江戸時代後期に田丸城主久野丹波守の家老として政務を執り行っていたから、千利休から続く表千家の千宗左に茶道を学び、免許皆伝をうけた人物です。玄甲舎を建築してからは、しばしばここで茶会を催していまし

た。士族をはじめ当代一流の各界名士を招き、交流を深めたと伝えられています。

玄甲舎と玉城町

築後170年以上が経過した玄甲舎を、町では、敷地を含め史跡として位置付け文化財指定しました。平成27年度より実地調査を行い、修理方針の取りまとめや実施設計を行うことで、修復事業に着手しました。平成29年度には、建物の改修を終え、令和元年度に庭園の復元整備を行いました。

三重県
玉城町